★具体施策2 市営墓地等の整備



(将来像実現に向けた、具体的な取り組みの方向性)

- ●県下有数の墓地需要に対応するため、新たな市営墓地を整備。市営墓地は、地域バランス を考慮した分散配置を基本。具体的な候補地選定は、専用の検討機関を設置し、「墓地禁 止区域」外を前提として作業を進める
- ●上記にあわせ、公園の機能を備えた墓地の整備や、新しい墓地形態(納骨堂)の確保を検討
- ●市営墓地の提供は市民限定、「墓地禁止区域」内の土地所有者に対しては使用価格を安く するなど、墓地提供に際しての適切な優遇の仕組みづくりを検討
- ●「墓地禁止区域」内の既存墓地について、市営墓地の整備とあわせた移転促進や、地域の 環境や景観に調和させていくために必要となる取り組みの費用補助を検討

★具体施策3 無許可および無縁墓対策

(具体的な取り組みの方向性)

- ●認識不足による無許可墓地の発生を防止するため、法令・許可制度を周知徹底
- ●地域住民も交えた通報システムを整備するなど、無許可墓地に対する監視体制を強化

※市内8会場

●市独自の条例制定を通じた罰則強化(氏名公表等)も含め、法令順守の指導を徹底

POINT

策定手順、今後のスケジュールなど

アンケート調査※市民3千人

POINT A

策定委員会 ※学識者 ※自治会 団体代表 ※行政代表 等

策定検討部会 ※関係各課長

住民説明会

インターネット等に よる案公表・意見募集

本計画の周知活動 ※様々な手段できめ細かく

具体検討着手

※市営墓地候補地選定 ※3年以内の市条例制定 ~うるま市役所 環境課からのお知らせ~

整備基本計画」を策定しました。

~個人墓地の規制·誘導、市営墓地の整備等に関する基本的な考え方~



問い合わせ先:環境課 TEL 098-973-5594

うるま市墓地整備基本計画には?

個人墓地の散在化の防止や、うるま市の実情にあった墓地行政を推進することを目的として、個人墓地の 規制・誘導、市営墓地の整備などの基本的な方向性を定めたものです。

なぜ、計画を作る必要があるの?

●個人墓地が無秩序に広がっており、様々な問題が発生しています。

沖縄県では、個人で墓地を所有するという慣習が根強く、その地域特性に配慮して個人墓地が容認されて いる状況にあり、このことが近年では、景観面や環境面をはじめ、地域に悪影響をもたらしています。

【うるま市の実情 例えば・・・】

- 最近 10 年間の墳墓増加数は、県内一(約4,100基)



- ・墓地を建設するには「県知事の許可」が必要なのに、これを無視した違法墓地も非常に 多い。市民の約4割が、許可が必要ということを知らない※アンケート調査による
- ・個人墓地の許可基準は非常に緩い(法人墓地・公営墓地に対しては厳しい)ため、個人 墓地は、市街地内や人目につく場所を含め、市全域で広く分散立地
- 面積30㎡(県が推奨する規模)以上の大規模な墓地も多い
- 市民の多くが「墓地が周辺に与える悪影響」を認め、また、「立地に際してのルール(許 可基準)の強化」を望んでいる※アンケート調査による
- ●県からの権限移譲により、市町村自らの取り組みが求められるようになっています。 沖縄県では、墓地経営(墓地の建設など)の許可事務を市町村に移譲する方針を示しており、市町村に おいては、自ら、地域の実情に応じた墓地行政のあり方を考え、実行していかなければなりません。

うるま市としての今後の基本姿勢は?

①まちづくりとの整合性に留意した墓地立地の規制・誘導を進めます!

まちづくり上重要な場所(都市計画上・土地利用上・景観上、重要な場所)では、従来、容認されて きた個人墓地も含めて原則立地禁止にするなど、規制・誘導の考え方を強化します。

②福祉サービスとしての視点にも立ち、様々なニーズに対応した供給体制づくり・環境づくりを進めます!

管理型墓地(区画分譲された墓地)を都市に必要なものと位置づけ、基礎的な行政サービスとして、より積極的 に整備・確保していきます。また、安定供給だけでなく、安らぎや美しさ等の観点での整備・管理も先導します。

③地域の実情に応じた、墓地行政の実効性を高めるルール・仕組みづくりを進めます!

県からの権限移譲も踏まえ、行政指導上の新しいルール・基準の整備や、地域住民も交えた推進体制づくり などを進めます。また、これらの実効性を高めるための条例化(3年以内の制定)も視野に入れます。

★具体施策1 個人墓地の規制・誘導の強化

(目指す将来像) まちづくり上支障となって いる無縁墓は移転(改葬) が行われている。 点在している墓地も あるが、周辺部への 配慮が十分になされ 各地域で「墓地禁止区 多くの人が利用する道路 域」が設定されてい ている(緑化など) る。これにより、個人 墓地の新規立地が制 限され、住環境や景観 個人墓地は分散 の保全等が図られて することなく、ま いる とまりを持って 立地している

■「墓地禁止区域」で個人墓地を建設したい場合・・・

• 原則不可



■例外の取り扱いについて

特殊な事情があり、従うことが困難な場合

⇒「市の審議機関」が審査。事情が認められる場合は OK。ただし、例外的な扱いであるため、構造設備 (緑化など) 等について、より厳しい条件を付加

■「墓地禁止区域」外の地域で、個人墓地を建設したい場合・・・

・「設置場所」「構造設備」等の基準を満たせば、建設可能

【設置場所の基準 ※一例】

- ★墓地の敷地は、当該墓地の経営者が所有し、または墓地 経営・変更の許可を受けたあと遅滞なく所有することと なるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その 他の権利が設定されていないこと
- ★国道、県道その他主要道路および河川の周辺でないこと
- ★公園、学校、病院その他公共的施設または人家の周辺でないこと
- ★水源を汚染する恐れのない場所であること
- ★地滑り防止区域または急傾斜地崩壊危険区域でないこと
- ★周囲の美観を損ねることがないこと
- ★農業上の効率的な利用に支障を及ぼさない場所であること 等

【構造設備の基準 ※一例】

- ★周囲は障壁又は生け垣等で境界を設ける
- ★雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設ける
- ★墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施す
- ★給水設備、ごみ保管設備、駐車場を設ける ただし、これらの施設の全部又は一部について、近隣 の場所に墓地の利用者が使用できる施設を所有し、又 は共有できる状態にある場合は、この限りでない。

※基本的には、法人墓地・公営墓地に対して現在適用されている基準を踏襲したい、と考えています。

■例外の取り扱いについて

- 通常なら、許可が下りない(人家のすぐそば 等)場所での建設
- ⇒既存墓地の周辺であるならば、「地域の協議機関」がその是非について意見し、 最終的に「市の審議機関」が問題無しと判断すれば OK
- ⇒地域総意で設定した「墓地許容区域」があるならば、当該地での建設は OK

(将来像実現に向けた、具体的な取り組みの方向性)

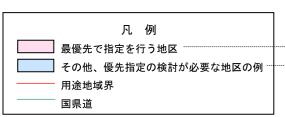
- ●「墓地禁止区域(墓地建設を禁止する区域)」を設定
- ●「墓地禁止区域」外の地域では、一定の基準を満たせば、建設可能とする 基準の中身は、現在に比べて厳しく(特に、設置場所)する
- ●上記について、法的な拘束力・強制力を持たせることを検討



<墓地禁止区域 設定図>

■「墓地禁止区域」の設定について

- ●市のまちづくりの考え方(都市計画マスタープラン)等に基づき、墓地立 地を抑制することが特に望ましい範囲を「墓地禁止区域」に設定
- ●市条例の制定と同時に、まずは必要最小限の範囲で指定。以降、市営墓地など、墓地需要の受け皿を確保しながら、段階的に拡大



- ※市条例制定と同時の指定を目指す※中長期的な視点を含め、必要に
- 応じ順次指定

★市役所 本庁舎

「最優先で指定を行う地区」の候補地

★右川庁舎

- ●市街地(都市計画法に基づく用途地域に指定されている地区)の全域。住居系・商業系用途地域の指定地区については、さらに周囲100mの範囲を含める
- ●特に重要な道路である国道 329 号と主要な県道(8 号、 10 号、33 号、75 号、85 号)の沿道 30m の範囲
- ●観光・景観上、特に重要な場所(勝連城跡、海中道路、 石川多目的ドーム)の周囲 100m の範囲。勝連城跡は、 世界遺産関連の区域(バッファゾーン)を含めた範囲

